



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年5月2日金曜日 第606号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例による研修の指定.....（循環型社会推進課）... 379
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 379
 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し.....（中予地方局地域福祉課）... 380
 土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 380
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 381
 道路の区域変更（県道野村城川線）.....（南予地方局西予土木事務所）... 381
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 381

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 382

告 示

○愛媛県告示第404号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第15条の2第1項の規定により、次のとおり浄化槽管理士の資質の向上のための研修を指定した。

令和7年5月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 研修の名称
愛媛県浄化槽管理士研修
- 2 主催者

松山市辻町2番31号

公益社団法人愛媛県浄化槽協会

3 研修の開催日及び場所

| 開催日 | 場 所 |
|---------------|--------------------------------|
| 令和7年6月20日（金） | 大洲市大洲891番地の1 大洲市民会館 |
| 令和7年8月21日（木） | 西条市朔日市779-8 西条商工会議所 |
| 令和7年11月12日（水） | 松山市湊町七丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター |

○愛媛県告示第405号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年5月2日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の日 年月日 | 届 出 年月日 |
|------------|----------------|--------------------|---|---|---------------|---------------|
| マルナカ川之江店 | 四国中央市川之江町885番地 | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | 株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 晋 | 株式会社レデイ薬局 松山市南江戸四丁目3番37号 代表取締役 藤田 和郎 | 令和7年 4月17日 | 令和7年 4月22日 |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

令和7年5月2日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

| 事業者番号 | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 取消しに係る指定障害福祉サービス事業所 | | 取消年月日 |
|------------|----------------|-----------------|--------|---------------|---------------------|-----------------|-----------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名称 | 所在地 | |
| 3811500309 | 特定非営利活動法人ベルクリン | 愛媛県東温市野田二丁目8番地4 | 塩崎健二 | 就労継続支援A型 | 障害者就労継続支援事業所ハートフル | 愛媛県東温市南方1888番地3 | 令和7年4月30日 |

○愛媛県告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年5月2日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------|----------------|
| 理 事 | 矢野英俊 | 松山市馬木町162 |
| " | 矢野住雄 | 松山市馬木町205 - 4 |
| " | 矢野勝政 | 松山市馬木町432 - 10 |
| " | 田所浩厚 | 松山市馬木町2408 |
| " | 大西秀輝 | 松山市馬木町2490 |
| " | 矢野和子 | 松山市馬木町442 - 4 |
| 監 事 | 矢野悌二 | 松山市馬木町2341 |
| " | 矢野和浩 | 松山市馬木町107 - 1 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------|----------------|
| 理 事 | 矢野英俊 | 松山市馬木町162 |
| " | 大西秀輝 | 松山市馬木町2490 |
| " | 矢野住雄 | 松山市馬木町205 - 4 |
| " | 崎山幸廣 | 松山市馬木町50 - 1 |
| " | 矢野洋介 | 松山市馬木町59 - 1 |
| " | 矢野勝政 | 松山市馬木町432 - 10 |
| 監 事 | 矢野之祥 | 松山市馬木町103 |
| " | 矢野和子 | 松山市馬木町442 - 4 |

○愛媛県告示第408号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年5月2日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------|------------------|
| 理 事 | 家久英雄 | 松山市南梅本町756 |
| " | 和田正寛 | 松山市南梅本町813 - 1 |
| " | 宮内昭紹 | 松山市北梅本町2066 - 4 |
| " | 田中孝明 | 松山市水泥町693 - 1 |
| " | 高岡敏夫 | 松山市南梅本町甲237 - 3 |
| " | 宮内裕子 | 松山市北梅本町3123 |
| " | 岡本泰典 | 東温市西岡758 |
| " | 奥村秀彦 | 松山市北梅本町乙94 |
| " | 宮内敬三 | 松山市北梅本町2331 |
| " | 久保武志 | 松山市南梅本町1133 |
| " | 久保慶生 | 松山市南梅本町611 |
| " | 宮内保 | 松山市南梅本町764 |
| " | 松本範良 | 松山市平井町3506 |
| " | 八木嘉廣 | 松山市北梅本町888 - 3 |
| " | 奥村勝広 | 松山市北梅本町127 |
| " | 桑原英信 | 松山市南梅本町863 |
| " | 高市英司 | 松山市北梅本町651 |
| " | 永井武信 | 松山市北梅本町2829 |
| 監 事 | 宮内順三 | 松山市北梅本町2047 |
| " | 高市和佳 | 松山市南梅本町甲392 - 13 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------|-----------------|
| 理 事 | 家久英雄 | 松山市南梅本町756 |
| " | 和田正寛 | 松山市南梅本町813 - 1 |
| " | 宮内昭紹 | 松山市北梅本町2066 - 4 |
| " | 田中孝明 | 松山市水泥町693 - 1 |
| " | 高岡敏夫 | 松山市南梅本町甲237 - 3 |
| " | 宮内裕子 | 松山市北梅本町3123 |
| " | 岡本泰典 | 東温市西岡758 |
| " | 奥村秀彦 | 松山市北梅本町乙94 |
| " | 宮内敬三 | 松山市北梅本町2331 |
| " | 久保武志 | 松山市南梅本町1133 |
| " | 久保慶生 | 松山市南梅本町611 |
| " | 宮内保 | 松山市南梅本町764 |
| " | 松本範良 | 松山市平井町3506 |
| " | 八木嘉廣 | 松山市北梅本町888 - 3 |

| | | |
|----|--------|------------------|
| " | 奥村 勝 広 | 松山市北梅本町127 |
| " | 桑原 英 信 | 松山市南梅本町863 |
| " | 高市 英 司 | 松山市北梅本町651 |
| " | 永井 武 信 | 松山市北梅本町2829 |
| 監事 | 宮内 順 三 | 松山市北梅本町2047 |
| " | 高市 和 佳 | 松山市南梅本町甲392 - 13 |

| | | |
|----|--------|-------------------|
| " | 赤星 文 人 | 伊予郡松前町大字筒井10 - 2 |
| " | 豊田 勝 紀 | 伊予郡松前町大字筒井276 - 1 |
| " | 中島 正 直 | 伊予郡松前町大字筒井257 |
| " | 石丸 正 明 | 伊予郡松前町大字筒井231 - 3 |
| 監事 | 一色 正 人 | 伊予郡松前町大字筒井395 - 2 |
| " | 古川 一 郎 | 伊予郡松前町大字筒井175 |

○愛媛県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松前町筒井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年5月2日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 | 常 盤 勝 利 | 伊予郡松前町大字筒井258 |
| " | 仙 波 俊 隆 | 伊予郡松前町大字筒井220 - 1 |
| " | 中 島 茂 光 | 伊予郡松前町大字筒井256 - 2 |
| " | 大 淵 康 高 | 伊予郡松前町大字筒井1869 |
| " | 門 田 守 弘 | 伊予郡松前町大字筒井169 |
| " | 古 川 泉 | 伊予郡松前町大字筒井222 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 | 常 盤 勝 利 | 伊予郡松前町大字筒井258 |
| " | 大 淵 康 高 | 伊予郡松前町大字筒井1869 |
| " | 石 丸 敏 彦 | 伊予郡松前町大字筒井262 - 1 |
| " | 早 崎 信 行 | 伊予郡松前町大字筒井1814 |
| " | 門 田 守 弘 | 伊予郡松前町大字筒井169 |
| " | 一 色 勉 | 伊予郡松前町大字筒井215 |
| " | 赤 星 文 人 | 伊予郡松前町大字筒井10 - 2 |
| " | 國 田 郁 夫 | 伊予郡松前町大字筒井174 |
| " | 中 島 正 直 | 伊予郡松前町大字筒井257 |
| " | 石 丸 正 明 | 伊予郡松前町大字筒井231 - 3 |
| 監 事 | 仙 波 俊 彦 | 伊予郡松前町大字筒井220 |
| " | 國 田 郁 夫 | 伊予郡松前町大字筒井174 |

○愛媛県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年5月2日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-------------------------|---------------------------------|--|
| 7中局建（開）第5号 令和7年4月23日 | 伊予郡松前町大字西古泉字小鯛167番6、167番7、167番8 | 松山市吉藤4丁目8番11号 吉藤寮111号 渡 辺 純 平 渡 辺 晶 子 |

○愛媛県告示第411号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年5月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|----------------------------------|------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 野村城川線 | 西予市城川町魚成7657番1から 同町魚成7649番2まで | 旧 | メートル 13.9～15.0 | キロメートル 0.017 | |
| | | 西予市城川町魚成7656番2から 同町魚成7655番3まで | 新 | 16.9～19.9 | 0.017 | |

○愛媛県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年5月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

| | | | |
|-------|-------|----------------------------------|----------|
| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
| 県 道 | 野村城川線 | 西予市城川町魚成7656番2から 同町魚成7655番3まで | 令和7年5月2日 |

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 194

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月2日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---------------|---|---------------|---|
| 別表（第2条、第3条関係） | | 別表（第2条、第3条関係） | |
| 機 関 | 職 | 機 関 | 職 |
| 省略 | | 省略 | |
| 知 事 部 局 | <p>本庁</p> <p>部長 営業本部長 防災安全統括部長 デジタル変革担当部長 <u>人口減少対策統括部長</u></p> <p>_____ 理事 局長 営業副本部長 医療政策監 _____ 技術監 営業本部マネージャー 建築審査専門監 えひめ野球文化推進監 文化振興推進監 危機管理監 _____ 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 政策マネジメント推進幹 所長 主幹 営業主幹 副主幹（広報広聴課に属するものに限る。） 専門員（秘書課及び財政課に属するもの、人事及び給与の企画を専門事項とするもの並びに人事係、組織定員係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、<u>官民共創推進室及び調整管理係に属するものを除く。</u>）、予算、庁舎管理、人事及び給与の企画、庁内業務改革の推進、広報プロモーション、<u>広聴並びに行幸啓報道を担当するもの並びに人事係、福利健康係及び法令係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。</u>） 主任（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。） 主事（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画</p> | 知 事 部 局 | <p>本庁</p> <p>部長 営業本部長 防災安全統括部長 デジタル変革担当部長 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u> 理事 局長 営業副本部長 秘書広報統括監 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー 建築審査専門監 えひめ野球文化推進監 文化振興推進監 <u>サイクリング誘客推進監</u> 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 _____ 主幹 営業主幹 <u>専門員</u> _____（秘書課及び財政課に属するもの、人事及び給与の企画を専門事項とするもの並びに人事係、組織定員係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、_____調整管理係に属するものを除く。）、予算、庁舎管理、人事及び給与の企画、庁内業務改革の推進、<u>広報プロモーション並びに広聴_____を</u>担当するもの並びに人事係及び福利健康係 _____が所掌する事務の一部を管理するものに限る。） 主任（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。） 主事（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画</p> |

| | | | | | | | |
|-----------------------|-------------|--------|--|-----------------------|-----------------|---------------------|---|
| | | | を担当するものに限る。) | | | | を担当するものに限る。) |
| 出 先 機 関 | 地 方 局 | 省略 | | 家畜 保健 衛生 所 | 所長 _____ 課長 | 家畜 保健 衛生 所 | 所長 支所長 課長 |
| | | 省略 | | | | | |
| | 省略 | | 家畜病 性鑑定 所 | 所長 _____ | 家畜病 性鑑定 所 | 所長 _____ | |
| | 省略 | | | | | | |
| 教 育 委 員 会 | 事 務 局 | 本 庁 | 副教育長 部長 財務指導監 魅力化推進監 課長 室長 管理主事 課長補佐 政策マ ネジメント推進幹 主幹 専門員（秘書事務 を専門事項とするもの、人事及び給与につい て企画に関する事務を専門事項とするもの並 びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一 部を専門事項とするものに限る。） 総務係 長 法令指導係長 健康支援係長 厚生事業 係長 教職員係長 担当係長（教育総務課及 び教職員係に属するもの _____ _____に限る。） 主 任（総務係に属するものうち秘書事務を担 当するもの並びに人事及び給与について企画 に関する事務を担当するもの、法令指導係及 び教職員係に属するもの並びに県立学校の管 理を担当するものうち人事及び給与につい て企画に関する事務を担当するものに限 る。） 主事（総務係に属するものうち秘 書事務を担当するもの並びに人事及び給与に ついて企画に関する事務を担当するもの、法 令指導係及び教職員係に属するもの並びに県 立学校の管理を担当するものうち人事及び 給与について企画に関する事務を担当するも のに限る。) | 教 育 委 員 会 | 事 務 局 | 本 庁 | 副教育長 部長 財務指導監 魅力化推進監 課長 室長 管理主事 課長補佐 主幹 _____ _____ 専門員（秘書事務 を専門事項とするもの、人事及び給与につい て企画に関する事務を専門事項とするもの並 びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一 部を専門事項とするものに限る。） 総務係 長 法令指導係長 健康支援係長 厚生事業 係長 教職員係長 担当係長（教育総務課及 び教職員係に属するもの並びに県立学校（特 別支援学校を除く。以下同じ。）の管理を担 当するものうち人事及び給与について企画 に関する事務を管理するものに限る。） 主 任（総務係に属するものうち秘書事務を担 当するもの並びに人事及び給与について企画 に関する事務を担当するもの、法令指導係及 び教職員係に属するもの並びに県立学校の管 理を担当するものうち人事及び給与につい て企画に関する事務を担当するものに限 る。） 主事（総務係に属するものうち秘 書事務を担当するもの並びに人事及び給与に ついて企画に関する事務を担当するもの、法 令指導係及び教職員係に属するもの並びに県 立学校の管理を担当するものうち人事及び 給与について企画に関する事務を担当するも のに限る。) |
| | 省略 | | | | | | |
| | 省略 | | | | | | |
| | 省略 | | | | | | |
| | 省略 | | | | | | |
| 備考 | | | 省略 | 備考 | | | 省略 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。